

令和2年 東北支部管内LPガス事故概要

NO.	年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
1	2020/1/15	秋田県 大仙市	C2級	漏えい	共同住宅	10:05	他工事業 者（設備 工事業 者）	設備工事業者による供給管の損傷	共同住宅において、設備工事業者による浄化槽設置作業中に埋設供給管を損傷させた旨の通報を消防が受け、消防から連絡を受けた販売事業者が現場へ出動し、供給設備の元バルブを閉止した。 原因は設備工事業者がバックホーにより掘削作業を行ったところ、誤って供給管を損傷させ、漏えいしたことによるもの。 なお、設備工事業者は埋設供給管の状況を確認せず作業を行ったとのこと。	ポリエチレン管（埋設供給管）	不明	不明	（株）本間	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	・県は販売事業者に対し、ガス管が敷地内に埋設されている旨を知らせる掲示板を掲げるよう指導を行った。 ・販売事業者はガス管が敷地内に埋設されている旨の掲示板を容器置場に設置した。
2	2020/2/12	宮城県 仙台市	C2級	漏えい	一般住宅	10:54	他工事業 者（解体 工事業 者）	解体工事業者による埋設供給管の損傷	一般住宅の空き家（集団供給）において、解体工事業者より作業中にガス臭がする旨の連絡を販売事業者が受け、現場へ出動したところ、集団供給の枝管立ち上がり部が折損していることを確認した。 原因は、既に閉栓済みの空き家を解体工事事業者が解体する際、重機により埋設供給管を損傷させたことによるもの。 なお、解体工事業者は供給配管が埋設されていることを確認せず掘削作業を行ったとのこと。	白管（埋設供給管継手部）	不明	20A	（株）設備センター		・県は販売事業者に対し、事故発生時の状況を聴取し、再発防止対策等の検討を指導した。 ・販売事業者は埋設配管の注意喚起を促すシートを設置した。また、消費者に対し工事等を行う際の周知文書を配布し、容器本体に埋設管ありの注意表示等を行った。
3	2020/6/4	秋田県 大館市	C2級	漏えい	共同住宅	11:50	その他 （アパート の大家）	アパートの大家による高圧ホースの損傷	共同住宅において、アパートの大家が窓のツタを大枝切鉄で切る際、誤って高圧ホースを切断し、漏えいが発生した。近隣住民より通報を受けた消防が現場に出動し、容器バルブを閉めた。その後、販売事業者が到着し、ガス検知器により漏えいが無いことを確認した。	高圧ホース	矢崎エネジーシステム（株）	RHS600S（2009年6月1日製造）	カメイ（株）	・ガス放出防止器なし ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置（対震）あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり（鳴動なし（屋外）） ・業務用換気警報器なし	・販売事業者は、ホース切断や調整器折損の際にガスの放出を停止する安全機能を内蔵した供給器具に順次交換していくこととした。また、供給設備の保安の確保を図るため、供給設備周辺の整理整頓について消費者の理解と協力を得ながら取り組んでいくこととした。
4	2020/6/9	岩手県 北上市	C2級	漏えい	その他（空地）	18:45	一般消費者等 販売事業者 保安機関 他工事業 者	供給管の腐食又は破損による漏えい	集団供給団地の空地において、供給設備の供給管が破損し漏えいしたものの。 原因は、本来建物解体時には販売事業者の立ち合いの元で供給管の撤去、または、供給管を地面の中に埋めるべきところ、立ち上がり部が残っており、立ち上がりの継手部（地中）の腐食又は車両が当たったことにより漏えいしたこと。 なお、30日前から漏えいが始まったと思われ、漏えい量はおよそ400kgと推測されるが漏えいによる人的・物的被害はないとのこと。 （バルク貯槽 980kg×1基）	ポリエチレン管（埋設供給管継手部）	不明	不明	（株）丸片ガス	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	・県は同様の事故が起こらないよう、再発防止の徹底を指示した。 ・販売事業者は他の集団供給団地の空地やメーター閉栓したところについて、供給管が立ち上がっている場所が無いか検査を実施し、改善を行った。また、オール電化に移行した建物において、供給管が立ち上がったままのものが数件存在することが確認された。当該箇所については、事業者に対し建物解体時に地中への埋め込み等を実施すること、供給管の立ち上がり部にその旨の札を取り付けること、解体時には当社に連絡を行う等を徹底するよう指示した。
5	2020/6/25	山形県 米沢市	C2級	漏えい	共同住宅	4:26	ガス工事業 者	ガス工事業者による調整器交換時の作業ミス	共同住宅において、新聞配達者より容器付近でガス臭がする旨の通報を受けた消防より連絡を受け、販売事業者が現場に出動し、ガス臭を確認した。ガス漏れ箇所を調査したところ、調整器の根本にあるユニオン部にパッキンが入っていなかったことにより、漏えいしていることを確認した。その後、パッキンを取り付け、漏えい検査を実施し、漏えいが無いことを確認した。 原因は、ガス工事業者による前日の調整器交換時にパッキンを入れ忘れたことによるもの。	自動切り替え式調整器	桂精機	CABA-BS065Z（2020年2月5日製造）	カメイ（株）	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり（鳴動なし（検知区域外）） ・業務用換気警報器なし	・県は販売事業者に対し、再発防止策を講ずるよう指導した。 ・販売事業者はガス工事業者に対し、作業手順の順守を徹底させた。
6	2020/7/30	福島県 郡山市	A級	漏えい爆発・火災 死者1名 重傷2名 軽傷17名	飲食店	8:57	不明 （調査中）	調査中	コロナ禍の影響で休業中だった飲食店において、漏えい爆発・火災が発生し、1名が死亡、19人が重軽傷（重傷者2名、軽傷者17名）を負った。 原因は、現在調査中である。		不明	不明	伊東石油（株）	・ガス放出防止器（調査中） ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置（対震）あり ・CO警報器不明 ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器不明（警報器そのものは発見されていない） ・業務用換気警報器不明	・県は職員の現地派遣を行った。また、7月30日～8月4日にかけて行われた警察、消防の現場検証に立ち会い、事故調査を実施した。さらに、8月5日にガス関係団体へガス取り扱い等の安全管理徹底の周知について、依頼文を发出した。

7	2020/8/5	福島県 喜多方市	C2級	漏えい	共同住宅	14:32	他工事業 者(水道 工事業 者)その他 (集合住 宅管理会 社)	水道工事業者による埋設供給管の損傷	共同住宅において、水道工事業者が敷地内の下水道工事に伴い浄化槽改修のため掘削作業を行った際、誤って建設機械により供給管を損傷させ漏えいが発生した。 原因は、水道工事業者が浄化槽近辺に供給管が埋設されていることを確認しないまま掘削作業を行ったことによるもの。 なお、集合住宅管理会社から工事に関する事前連絡がなかったとのこと。	ポリエチレン管 (埋設供給管)	不明	不明	(株)ガスパル東北	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(片方向)あり ・ガス漏れ警報器あり(鳴動なし(検知区域外)) ・業務用換気警報器なし	・県は販売事業者に対し、供給管が埋設していることが確認できるように管理設位置に表示紙等を設置するよう指導した。 ・販売事業者は集合住宅管理会社に対し、敷地内で工事を行う場合、販売事業者に連絡し立ち合いを依頼するルールを遵守するよう再徹底した。また、どのような工事が配管の損傷に繋がるのかをしっかりと伝達し、情報共有を徹底することとした。
8	2020/8/5	宮城県 仙台市	C1級	漏えい火災 軽傷1名	共同住宅	17:42	一般消費者等 販売事業者	消費者による容器と調整器の接続不良 ＜法令違反＞ 法第14条 (書面の交付) 規則第13条 (書面の記載事項) 法第27条第1項第3号 (保安業務を行う義務) 規則第27条 (周知の内容) 規則第38条の2 (周知の方法)	共同住宅において、販売事業者が一般消費者より漏えい火災が発生したとの通報を受け、現場に出動したところ、鎮火していたため、消費者に事情聴取を行い、消防と警察の調査に立ち会った。 原因は、消費者がバーベキューこんろに使用していた5kg容器が空になったため、別途購入した10kg容器に調整器を接続した際、取り付けが不十分だったため、接続部から漏えいしたガスが滞留し、こんろを点火した際、引火し火災が発生したと推定される。当該事故により、建物の屋上テラス床の防水シート及びガス機器等が一部焼損し、消費者1名が軽傷を負った。なお、販売事業者は10kg容器1本を消費者に販売した際、納品した10kg容器ではなく、過去に納品した5kg容器に機器等を接続し、漏えいが無いこと、また、消費設備の燃焼試験を実施し異常が無いことを確認しているとのこと。また、販売事業者は消費者に質量販売を数年前から行っているが、契約に係る書面の交付及び書面による周知は行われていなかったとのこと。 (質量販売 10kg×1本)	単段式調整器	ITO(株)	SKL-5BH (2020年6月製造)	丸片機水工業(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	・県は販売事業者に対し、事故情報の報告を求めた。また、立ち入り検査を実施し、液石法第14条の書面の未交付及び液石法第27条に定める書面による周知の未実施について立入検査結果通知書を交付し、改善報告を求めた。さらに、販売事業者からの改善報告により、上記違反事項が改善されたことを確認した。
9	2020/8/19	福島県 天栄村	C2級	漏えい	一般住宅	17:00	配送事業者	容器交換時の高圧ホースの接続不良	一般住宅において、消費者よりガス臭がする旨の連絡を受けた販売事業者が、消費者に対しガスを使用しないように指示し、現場へ出動した。現場に到着し漏えい検査を行ったところ、供給設備の供給側20kg容器2本のうち1本の容器バルブと高圧ホースの接続部より微少漏えいを確認した。 原因は、容器交換の作業時に容器と高圧ホースを仮接続の後に増し締めを失念したことによるものと推測される。	高圧ホース	富士工器(株)	LSH6-S (2018年5月製造)	(株)JAサービス 夢みなみ	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり(鳴動なし) ・業務用換気警報器なし	・県は販売事業者に対し、事故届及び事故状況報告書の提出を求めた。また、販売事業者を通し、配送委託業者に対し、他消費者への再点検の実施を行うよう指示した。 ・販売事業者は配送委託業者に対し、他消費者への再点検を実施するよう依頼した。また、配送委託先と今回の事故について情報交換と原因の検証及び容器交換時の保安業務の手順等の確認や改善を目的とした打ち合わせを行った。
10	2020/10/7	秋田県 秋田市	C2級	漏えい	飲食店	9:50	一般消費者等	消費者によるガス栓の誤開放	飲食店において、通行人より警報器が鳴りガス臭がする旨の通報を受けた警察が容器配送業者に連絡をした。容器の元バルブは近隣店舗の店主により閉止され、供給は停止した。容器配送業者より連絡を受けた販売事業者が現場に出動したところ、麺ゆで器の器具栓が完全に閉まっていないことを確認した。供給管及び配管を点検したが、異常はなかったとのこと。 原因は、飲食店の従業員が麺ゆで器の器具栓を不完全に閉止した状態で、配管の元栓を閉め忘れ、帰宅したことによるもの。 なお、ガス漏れ警報器がガスの漏えいを検知し鳴動していたが、従業員が帰宅した後であったとのこと。	レンジコック1/4(器具ガス栓)	(株)マルゼン	不明 (2018年5月製造)	タブロス株式会社	・ガス放出防止器なし ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器あり(鳴動なし) ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり(鳴動あり) ・業務用換気警報器なし	・販売事業者は飲食店のオーナー及び従業員に対し、消費設備の正しい使用方法について説明するとともに安全対策の徹底を要請した。販売事業者は、ガス漏れを検知した際に鳴動するだけでなく、マイコンメーターと連動して自動的にLPガス供給を遮断する機能を有するガス漏れ警報器を当該飲食店に設置した。
11	2020/12/1	宮城県 栗原市	C2級	漏えい	事務所	10:00	他工事業 者(空調設 備工事業 者)	空調設備工事業者による配管の損傷	事務所において、空調設備工事業者が1階天井付近の庁舎内冷暖房用の水配管を工具で切断する工事中、誤って工事箇所付近のガス配管を切断してしまい、漏えいが発生した。ガス警報器連動にて漏えいが遮断された。また、空調設備工事業者がすぐに損傷箇所をビニールテープで巻き、漏えいを止めるとともに、ガス元栓を閉めた。 原因は、空調設備工事業者がガス配管を誤って損傷させたことによるもの。 なお、消費者が空調設備工事業者と事前に協議を行い、切断すべき配管に印をつけていたが、空調設備工事業者が切断直前に印をつけた保冷保温材をはがしてしまったため、ガス管を見誤ったとのこと。	白管(隠えい部配管)	不明	20A (不明)	野口石油(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり(鳴動あり) ・業務用換気警報器なし	・県は販売事業者に対し、事故情報の報告を求めた。 ・他工事業者は保冷保温材だけでなく、工事すべき配管そのものに印をつけることにした。